

# 被後見人に選挙権

## 改正公選法成立 国、控訴は取り下げず

成年後見人が付いた人は選挙権を失うとの規定を削除する公職選挙法改正案が27日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。公布から1カ月経過後に施行され、7月4日公示が確定的な参院選から、約13万6000人(最高裁調べ)の被後見人が一律に選挙権を回復する。一方、菅義偉官房長官は27日の記者会見で、改正前の公選法を違憲・無効と判断した3月の東京地裁判決について、東京高裁への控訴を取り下げない方針を明らかにした。

改正公選法は不正投票を防止するため、候補者名を自分で書けない被後見人の投票補助者を投票所の事務従事者から選ぶことや、選挙管理委員会が不在者投票の公平性確保に努めることなどを義務付けた。首相官邸は改正法が

成立した時点で控訴を取り下げる方向に傾いていたが、下級審である東京地裁の違憲判決を確定させるべきではないという総務、法務両省の主張を受け入れ、見送った。改正法成立に伴い、東京高裁は「原告の訴えの利益が失われた」として却

下する公算が大きい。その場合、同高裁は1審判決の妥当性の判断には立ち入らない。政府が控訴を取り下げない背景には、あいまい決着に持ち込む意図も透ける。ただ、さいたま、札幌、京都各地裁で係争中の同様の訴訟では、原告が国に損害賠償もあわせて請求しており、被後見人に選挙権を付与しなかった政府の責任が問われる可能性は残っている。

## 原告「参院選楽しみ」

3月に東京地裁で違憲判決を勝ち取った原告の名児耶匠(なまこ)さん(50)は27日、参院本会議を傍聴し、法案が全会一致で可決されると議場



公職選挙法が改正され、記者会見で支援者に手を振る原告の名児耶匠さん(中央)と母佳子さん(左)、父清吉さん(右)が参院本会議で27日、木葉健二撮影

「ありがとうございませう」と頭を下げた。この後、東京都内で記者会見し、「次の選挙、行きます。楽しみですよ」と笑顔を浮かべた。

会見には札幌、さいたま、京都の各地裁で同様の訴訟を起こしている原告らが同席し「みんなでつかんだ勝利。誇りに思う」と訴えた。

だが、国側が1審判決を不服とした東京高裁への控訴を取り下げない方針を示したことには、不満の声が相次いだ。匠さんの父清吉さん(81)は「国が(勝訴にこだわり)見えて張っているように思える。税金の無駄遣い」と反発。弁護士も「法改正される段階になって取り下げないことに憤りを感じる。『原告に国が対処しなかった』という汚点を残すのではないか」と疑問を呈した。【川名壮志】